

- 1. 工事名称 筑波大学中北地区環境整備(植栽)工事
- 2. 工事位置 茨城県新治郡茨城町大前1-1 筑波大学境内(中北)
- 3. しゅんじゅん 昭和 61年 3月 20日
- 4. 工事用地等

- (1) 工事用地: 概略は別図のとおりとし、使用方向については監督職員の承認を得ること。
- (2) 事故防止: 境内内の事故防止等に十分注意すること。
- 5. 建設物の設置等
- (1) 建設物等: 既設建築物を改築しようとするときは、「建設物設置許可証」を監督職員に提出して承認を求めること。
- (2) 障害物の除去又は移設: 障害物の除去又は移設しようとするときは、期間及び監督職員の指示により行うこと。

- 6. 現場関係等: 関係の図紙、指示の書類によること。
- (1) 監督職員事務所: 設ける(号)。○設けない。

号	1	2	3	4	5	6
職員(名)	10PM	10PM	12PM	12PM	100PM	

- (2) 作業員組合の部門設置: 出来る。○出来ない。
- 建設物の維持管理等: 建設物は施工、撤去及び供養に供用かつ安全であるようK材料、構造、その他関係法規に準拠して設置し、常K維持保全に注意すること。
- (7) その他 _____

- 7. 工事用電力等
- (1) 工事用給水、排水、電気、電話等は、図説者において申請書のうえ設置し、その費用及び使用料は図説者の負担とする。
- (2) 工事用電力: 電力会社と協働の上引込む。
- (3) 工事用電話: 増外より引込む。
- (4) 工事用排水: 増外より引込む。 境内より引込む。 なくする。
- (5) 水: 別図又は監督職員の指示によること。
- (6) その他 _____

- 7. 工事写真等
- (1) 工事写真等: 工事写真等は、文部省が定める工事記録写真撮影要領に準拠し、次掲のものを出発するものとする。

種別	写真	文字	図	表
建設現場写真	必要	必要	必要	必要
工事写真	必要	必要	必要	必要
しゅんじゅん写真	必要	必要	必要	必要
その他				

もししゅんじゅん(カラー)のう/機械フィルム、工事写真、工事表、図説者を記入し、撮影写真と併し完成図、申請書(3号)を提出すること。

- (7) その他 _____

- 8. 図説者の支払: 図説者は、筑波大学図説者より、図説者に支払うものとする。
- 9. 図説者の委託: 公共工事の図説委託委員会と委託契約を締結し、当該委託契約を基に工事図説者委託の「10分0」以内の額の図説委託金を請求することが出来る。

- 10. 工事完成後: この工事の図説者は、当該工事K後、当該図説者の競争参加資格と併し、同等以上の競争参加資格を有する者を、工事完成後に入るとこと。

- 7. 工事関係の締結: この工事の図説者は、すみやかK工事の目的物及工事材料Kついて、図説者Kを締結すること。

- 1. 監督職員の指示: 文部省が定める工事図説者の基準に準じ、図説者/号から図説者K指示欄とする。

- 1. 現場代理人の職務: 現場K管理すること。 必要とする。 ○必要としない。

- 1. 専任技術監督者: 図説者及び施工監督者の作成のため専任の技術監督者を現場K配置すること。 必要とする。 ○必要としない。

- 1. 工事図説者の基準の適用Kついて

- (1) 基準等の適用による工事図説者Kついて: 適用する。○適用しない。
- 工 業 界: 適用する。○適用しない。
- (2) 図説者Kの基準に準じ、請求する場合は、図説者は図説者Kから請求のあつた日から起算して、工事の工期が1月以上ある場合は、

- 図説者Kの基準に準じ、請求する場合は、図説者は図説者Kから請求のあつた日から起算して、工事の工期が1月以上ある場合は、請求する場合は、図説者は図説者Kから請求のあつた日から起算して、工事の工期が1月以上ある場合は、

- (3) 図説者Kの基準に準じ、請求する場合は、図説者は図説者Kから請求のあつた日から起算して、工事の工期が1月以上ある場合は、

- (4) 図説者Kの基準に準じ、請求する場合は、図説者は図説者Kから請求のあつた日から起算して、工事の工期が1月以上ある場合は、

- 1. 4. 下請契約の締結Kついて
- 図説者は、下請人を使用する場合は、「建設工事関係下請契約の締結」K締結した資料を、下請契約を締結すること。

- 1. 7. 下請代金支払の適正化Kついて
- 図説者は、「文部・下請代金適正化推進要綱(昭和37年11月30日建設省計発第37/8号)」を遵守すること。また、下請代金の支払Kついては、監督者から受取つた図説者の下請代金K対する均等と、下請代金Kかかる資金負担の改善、手続期間の短縮等その適正化Kついて特段の配慮をすること。

- 1. 8. 公共事業労働費削減への協力Kついて
- 6月及び10月K発給される公共事業労働費削減への協力を依頼することがあるため資金を確保してのこと。

- また、労働基準法第101条による資金の確保を促すため、建設労働者協会「建設現場の資金管理の平利」及び「正しい資金のつくり方」Kよつて指導すること。

- 1. 9. その他
- (1) 図説者は境内の道路、河川、地下埋設物等を仔細に調査し、建設した時は、すみやかK監督職員と協働の上原状K復するものとする。
- (2) しゅんじゅんKは、必ずK埋孔(アクリル)を付けて全体の維持(管理)を要すること。

2. 0. 関係部署

出 出: 図説者より提出 年 月 日 時 までK

調 査 する。

期 日: 昭和 年 月 日 時

場 所: 茨城、建設の有無Kかわらず、建設費を削減し、工事Kは必ず出資すること

